第３号様式

**管路維持管理業務委託共同企業体協定書**

（目的）

1. 横須賀市包括委託共同企業体は、横須賀市上下水道局発注に係る横須賀市管路維持管理業務委託を共同連帯して営むことを目的とする。

（名称）

1. 横須賀市包括委託共同企業体は、以下「共同企業体」と称する。

（事務所の所在地）

1. 当共同企業体は、事務所を　　　　　　　　　　　　　　　　　　に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

1. 当共同企業体は、令和　　年　　月　　日に成立し、第１条に規定する委託の委託契約の履行後12か月を経過するまでの間は解散することができない。
   1. 前項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。
   2. 当共同企業体は、第１条に規定する委託を受託することができなかったときには、前２項の規定にかかわらず、当該委託に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の所在地及び名称）

1. 当共同企業体の構成員は、次のとおりとする。

所　 在 　地　※構成員数により適宜加除して記入してください。

商号又は名称

所　 在 　地

商号又は名称

所　 在 　地

商号又は名称

（代表構成員の名称）

1. 当共同企業体は、　　　　　　　　　　　　　　　　　　を代表構成員とする。

（代表構成員の権限）

1. 当共同企業体の代表構成員は、第１条に規定する委託の履行に関し、当共同企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、横須賀市上下水道事業管理者(以下「事業管理者」という。)及び監督官庁等と折衝する権限、提案に関する権限、委託料の請求、受領に関する権限並びに当共同企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合等）

1. 当構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該委託について、委託者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

※構成員数により適宜加除して記入してください。

商号又は名称　　　　　％

商号又は名称　　　　　％

商号又は名称　　　　　％

* + 1. 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

1. 当共同企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに委託の履行の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当共同企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、第１条に規定する委託の履行にあたるものとする。

（構成員の責任）

1. 各構成員は第１条に規定する委託の委託契約の履行及び下請契約その他の委託の履行に伴い当共同企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

1. 当共同企業体の取引金融機関は、　　　　　　　　　　　　　　　　　　とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（決算）

1. 当共同企業体は、第１条に規定する委託の完了後決算するものとする。

（利益金の配当の割合）

1. 決算の結果、利益を生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により、構成員に利益金を配当するものとする。

（欠損金の負担の割合）

1. 決算の結果、欠損金を生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により、構成員が欠損金を負担するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

1. 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

（委託途中における構成員の脱退に対する措置）

1. 構成員は、事業管理者及び他の構成員の承認がなければ、当共同企業体が第１条に規定する委託を完了するまでは、脱退することはできない。
   1. 構成員のうち委託途中において、前項の規定により脱退したものがある場合においては、残存構成員が共同連帯して当該委託を完了する。
   2. 第１項の規定により構成員のうち脱退したものがあるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第８条に規定する割合に加えた割合とする。
   3. 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
   4. 決算の結果、利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

（構成員の除名）

1. 当共同企業体は、構成員のうちいずれかが、委託途中において重要な業務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員及び事業管理者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。
2. 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
3. 第１項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第２項から第５項までを準用するものとする。

（委託途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

1. 構成員のうちいずれかが委託途中において破産又は解散した場合においては、第16条第２項から第５項までを準用するものとする。

（代表構成員の変更）

1. 代表構成員が脱退し若しくは除名された場合又は代表構成員としての責務が果たせなくなった場合においては、従前の代表構成員に代えて、他の構成員全員及び事業管理者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表構成員とすることができるものとする。

（解散後の瑕疵担保責任）

1. 当共同企業体が解散した後においても、第１条に規定する委託につき、瑕疵があったときは各構成員は、共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

1. この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

　　　　　　　　　　　　　　　外　　社は、上記のとおり　　　　　　　　　　　　　　　共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書　　通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

また、この協定書を別途１通作成し、事業管理者に提出するものとする。

令和　　年　　月　　日

代表構成員 所在地　※構成員数により適宜加除して記入してください。

商号又は名称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

構　成　員 所在地

商号又は名称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

構　成　員 所在地

商号又は名称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印